

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成24年 4月 1日～平成29年 3月31日までの 5年間

2. 内容

《目標 1》：

- 育児休業取得後、仕事に復帰するものの子供の病気等の為、育児と仕事の両立に疲れて退職する女性従業員の為の支援を強化する。

《対策》

- 平成24年 6月～ 小学校就学前までの子の看護休暇制度を拡充して、小学校3年生修了までとし、時間単位で取得できるよう育児・介護休業に関する規定を変更する。
- 平成24年 6月～ 小学校就学前の子を、病児保育に預ける際の費用の一部を援助する。
- 平成24年 6月～ 育児短時間勤務の始業終業時間及び取得期間を、画一的に定めるのではなく、従業員の事情を勘案して設定できるようにする。
- 平成24年 6月～ 育児・介護休業に関する規程の変更について掲示板に掲示し、又は説明会により従業員に周知する。